

第 3 次中野市生涯学習基本構想策定委員会設置要領

(設置)

第 1 条 第 3 次中野市生涯学習基本構想策定のため、第 3 次中野市生涯学習基本構想策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 名以内で組織し、教育委員会が依頼する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。